

事務連絡
平成21年5月11日

各社会福祉法人 理事長 様

大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課長

「一時預かり事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の事業追加に係る定款変更について（通知）

日頃は大阪府の福祉行政に対し格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）が施行されたことに伴い、標記事業が第二種社会福祉事業に追加されました。

これら事業については、社会福祉法人の行う事業として定款変更認可が必要となりますので、当該事業の追加に係る申請には下記の書類を提出していただきますようお願いします。

記

【これまで保育所内で一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業を行っていた法人】

定款変更認可申請書

新定款

理事会及び評議員会の議事録の写し〔要原本証明〕

府子育て支援課への【一時預かり事業】・【地域子育て支援拠点事業】の届出の写し
（要原本証明）

【これまで一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業を行っていなかった法人】

から の書類に加えて

前年度末日における法人全体の財産目録

追加事業用財産目録及びその内容を挙証する書類

当該事業の収支予算書（2か年分）

当該事業の事業計画書（2か年分）

当該事業に係る職員名簿

施設長（管理者）就任承諾書、施設長（管理者）予定者の履歴書 写し（要原本証明）

室種別面積表

図面（附近見取図、配置図、平面図、立面図）

その他大阪府知事が必要とする書類

いずれの場合も

2部（所轄庁が近畿厚生局長または厚生労働大臣の法人は3部）必要です。

については議案として＜事業の追加＞＜定款変更＞が諮られていることが必要です。

（問い合わせ先）

法人指導課 監理グループ

電話：06-6944-6663（直通）

FAX：06-6944-1982